

1. 件名：女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（周辺監視区域の変更）に関する事業者ヒアリング
2. 日時：令和4年8月23日 16時00分～17時15分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、小野安全審査官※、
藤川安全審査官、宮嶋安全審査官、上田審査チーム員、
長江技術参与

東北電力株式会社：

本店 土木建築部 部長、他8名

本店 土木建築部 課長、他4名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」(令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2)を踏まえ、一部対面を実施した。

6. その他

提出資料：

- (1) 女川原子力発電所 周辺監視区域境界変更に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請について（改3）
- (2) 女川原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料①（周辺監視区域境界変更，保安規定審査基準の説明）（改3）
- (3) 女川原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料②（原子炉設置許可申請書の取り扱い）（改2）
- (4) 女川原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料③（廃止措置計画の取り扱い）（改2）
- (5) 女川原子力発電所保安規定（周辺監視区域境界） 指摘事項に対する回答整理表

以上

| 時間 | 自動文字起こし結果 |
|---------|--|
| 0:00:01 | 規制庁ウエダです。それでは本日のヒアリングを始めたいと思います。本日は、 |
| 0:00:07 | 東北電力女川原子力発電所の保安規定変更認可申請についてです。 |
| 0:00:13 | それでは説明、事業者からお願いいたします。 |
| 0:00:20 | 東北電力のイガラシです。本日はよろしくお願いいたします。 |
| 0:00:23 | まず初めに資料のほう確認させていただきます。 |
| 0:00:26 | まず指摘事項に対する回答整理表ということで、A42 枚もののコメントリストのほうになります。 |
| 0:00:33 | それから資料 1 がパワーポイントの資料こちら解散となっているものになります。それから資料 2 こちらも解散で、 |
| 0:00:42 | 周辺監視区域の変更や保安規定審査基準の説明をしたA4 縦の資料、 |
| 0:00:47 | それから資料 3 の会議設置許可と、資料 4 の会議は廃止措置計画、以上五つの資料でご説明させていただきます。 |
| 0:00:57 | はい。過不足なければ、それではですね、回答整理表の 1 枚めくっていただきまして、2 ページ目の、 |
| 0:01:06 | No.9011 と、資料 3 の設置許可関係、それから廃止措置関係のところを最初に説明しまして、 |
| 0:01:15 | そのあと作業用地の確保ですとか、周辺監視区域のご説明とその順番で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 |
| 0:01:23 | はい。 |
| 0:01:24 | それでは資料 3 の方でご説明します説明者変わります。 |
| 0:01:31 | 東北電力ウルシダテですそれでは資料 3 について回答整理表に基づきまして、ご説明いたします。 |
| 0:01:39 | 回答整理表ナンバー9 番になります。 |
| 0:01:42 | 資料 3 のP7 ページ目でいただいた後、コメントになります。 |
| 0:01:48 | 表 2-1 について周辺監視区域境界の変更に伴い、影響を確認した被ばく経路のみを比較した表に見直すことということで、 |
| 0:01:56 | 資料 3、右下 7 ページ目になりますけども、 |
| 0:02:00 | 2.2. 2 確認結果のページになります。 |
| 0:02:05 | こちら下段に表二つつけてございますが、表 2-1 につきましては、設置許可記載の線量評価結果、こちらを示したものになります。 |
| 0:02:16 | 表 2-2 を追加しまして、今回感度を確認した、①の経路につきまして |
| 0:02:22 | 確認の結果をSSWと。 |
| 0:02:25 | 比較する表として整理してございます。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:02:28 | No.9 のコメントに対する回答は以上となります。 |
| 0:02:32 | 続いてナンバー10、 |
| 0:02:35 | 資料3の13ページ。 |
| 0:02:37 | 民主党13ページ目、A4横の、 |
| 0:02:41 | 13ページ目ですね、こちらでコメントをいただいた内容ですけども、 |
| 0:02:45 | 耐圧強化ベントの最大方位を示すことということで、 |
| 0:02:51 | 資料の13ページ目には、 |
| 0:02:53 | これまで載せていた、主原子炉格納容器フィルタベント系を使用した場合の最大方位を示した図と、 |
| 0:02:59 | ということで、明確化してございます。 |
| 0:03:02 | 次のページ、14ページ目に耐圧強化ベント系を使用した場合の最大方法を示した図。 |
| 0:03:09 | こちらを追加してございます。 |
| 0:03:12 | No.10のコメントに対する回答は以上となります。 |
| 0:03:16 | 続いてNo.11、 |
| 0:03:18 | コモリ行った場合に発生する起伏の、 |
| 0:03:21 | 変換に関する観点で考察すること。 |
| 0:03:24 | コメントをいただいております、こちら、 |
| 0:03:27 | 資料の後ろの、 |
| 0:03:29 | 方に補足としてつけております。 |
| 0:03:33 | 周辺監視区域境界の変更が大気拡散条件与える影響についての補足説資料になりますけども、 |
| 0:03:41 | これに関して、内規に示される、地形が複雑な場合というもの、これに関して、 |
| 0:03:48 | 考察した内容を、 |
| 0:03:51 | 整理してございます。 |
| 0:03:54 | 内規に記載されている①地形が複雑な場合、敷地内及び主 |
| 0:04:00 | 境界付近に大きな起伏があり、大気拡散が、 |
| 0:04:04 | 平たん地と著しく異なると予想される場合、 |
| 0:04:08 | これに関して、 |
| 0:04:10 | このうち、平たん地の取り扱いについて、解説①ということで、解説されております。 |
| 0:04:18 | その内規の抜粋を一番最後のページ、下、4ページ目、解説①平たん地についてということで、 |
| 0:04:26 | 抜粋点としてございます。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:04:29 | こちらに、は、平たん地とみなし得る例ということで示されてございまして、 |
| 0:04:35 | 赤オキで囲った部分、これが解釈というのは、 |
| 0:04:40 | となると解釈してございまして、 |
| 0:04:43 | それに基づきまして、今回の土砂のモリタて、これが、 |
| 0:04:48 | 大気拡散にあたる影響について確認を行ってございます。 |
| 0:04:53 | こちら確認した結果、周辺監視区域境界の変更箇所近傍、 |
| 0:04:58 | ページは 1 ページ目に戻りまして 1 ポツになりますけども、 |
| 0:05:03 | 1 ポツの 2 段落目、確認した結果、周辺監視区域境界の変更箇所近傍の、 |
| 0:05:08 | 線量計算地点S、Aの有効高さ 165 メートル。 |
| 0:05:13 | 及び線量計算地点SSWの有効高さ 175 メートル、こちらは、 |
| 0:05:19 | 発言高さ 175 メートルと、周辺監視区域境界の変更箇所の標高 111 メートルの標高差、64 メートル、4 メーターより高くなっており、 |
| 0:05:30 | N 駅解説①に示される平たん地とみなし得るレート、こちらと同様のため、平たん地としての扱いができると考えてございます。 |
| 0:05:39 | これによって内規に示される①地形が複雑な場合、こちらに該当しないということで、 |
| 0:05:46 | 過去に実施した風洞実験の結果に、 |
| 0:05:49 | 影響するものではないということを確認してございます。 |
| 0:05:55 | こちらでNo.11 の回答、以上となります。 |
| 0:05:59 | あとは記載の適正化ということで、資料 3 の、 |
| 0:06:04 | 右下 3 ページ目、ページ戻りまして、右下 3 ページ目になりますけども、 |
| 0:06:11 | 1 ポツのタイトルですね、こちら、周辺監視区域境界の変更に伴う瀬原子炉設置許可の、 |
| 0:06:18 | 取り扱いについてということで、こちらもともと設置許可申請の要否についてということで記載してございましたが、取り扱いについてと、 |
| 0:06:27 | いうことで適正化してございます。 |
| 0:06:30 | あとその下の文章中、 |
| 0:06:34 | 2、1 段落目の 2 行目にありますけども、支援監視協会南西側の一部を、 |
| 0:06:40 | こちら拡張すると書いてございましたが変更するということで、適正化してございます。 |
| 0:06:45 | この記載の適正化につきましては資料上統一してございます。 |
| 0:06:50 | また 2 段落目の 3 行目最後の部分、ただし、からの記載ですけども、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:06:56 | こちらの適正化として新規追記してございまして、図の変更本文添付し参考図等の変更については、 |
| 0:07:04 | 現在審査中の特重の設置評価。 |
| 0:07:08 | 申請書の補正に合わせて実施するということをごちらでも記載を追記してございます。 |
| 0:07:14 | 資料 3 につきまして、 |
| 0:07:17 | この範囲につきましては資料 1 のパワーポイントの資料にも同様に反映してございます。 |
| 0:07:23 | いただいたコメントに対する回答としては以上と、以上となります。 |
| 0:07:38 | 東北電力、金野と申します。続きまして、資料 4 のご説明をさせていただきます。 |
| 0:07:44 | 資料 4 につきましては、資料 3 と同様の部分の表現の見直しのみを行っておりますので、3 ページをお開きいただきまして、 |
| 0:07:53 | 3 ページでご説明させていただきます。 |
| 0:07:57 | まず、1 ポツタイトルの営業。 |
| 0:08:00 | 要否とあったところを取り扱いについてという変更。 |
| 0:08:04 | また、その下の段落の 2 行目、 |
| 0:08:07 | 敷地の一部、一部を拡張としていたところを変更しております。この表現の適正化はこの資料、 |
| 0:08:18 | すべて反映しております、また同じく資料 1 のパワーポイントの方にも反映してございます。 |
| 0:08:25 | もう 1 ヶ所ですね、2 段落目の最後の方の正しい以降ですね、こちらに、今後、 |
| 0:08:33 | 入所領域周辺設備解体撤去期間に入るまでに行う廃止措置計画の変更認可申請に合わせて、図面の変更を実施するところを、前の方にも書かせていただきました。 |
| 0:08:44 | 資料 4 の説明は以上になります。 |
| 0:08:52 | ここでぽっきり。 |
| 0:08:54 | よろしいですか。 |
| 0:08:55 | はい、ありがとうございました。それでは規制庁側から何かありますでしょうか。 |
| 0:09:06 | 規制庁の長江です。 |
| 0:09:09 | 今日、今日の資料前回のコメントを受けて、良くはなってるんですけど、ちょっと |
| 0:09:16 | 何て言うんすかね特に資料 3 の 1 ポツのところなんですけどね |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:09:23 | 設置変更許可の設置許可申請の取り扱いについてのところの、 |
| 0:09:27 | 書きぶりなんですけど、 |
| 0:09:31 | ちょっと前か少し言ったかもしれないんですけど、 |
| 0:09:35 | もともと何ていうんすかね |
| 0:09:39 | この申請自体がその保安規定認可の |
| 0:09:44 | 申請なんで、その |
| 0:09:47 | いきなり6表の下の2添付がついてる、許可の届け出と許可の、 |
| 0:09:54 | 何ていうんすかね所なんで変更許可の場合の条件ということで示されてるんだと思うんですけど。 |
| 0:10:03 | もともとのスタートは保安規定の認可の |
| 0:10:08 | 基準というのがある、 |
| 0:10:10 | 炉規法の、 |
| 0:10:23 | すいません6表の43条の3の24というのがある、その要は |
| 0:10:31 | 認可の保安規定の認可の基準自体は |
| 0:10:35 | 逆に言うと、その設置許可の受けたところ、 |
| 0:10:39 | または変更されたもの。 |
| 0:10:44 | 基本的にはそれに |
| 0:10:47 | 何ですかね、従うということと、2番目に、 |
| 0:10:50 | 最後收受、十分でないものでないと書いてますけど最後の募集しようがないってことなんで、要は |
| 0:10:58 | 設置許可或いは設置変更許可通り、 |
| 0:11:02 | であるということが保安規定の認可或いは変更認可の |
| 0:11:07 | 認可基準になってるんですね。で、 |
| 0:11:10 | それに照らして見たときに、 |
| 0:11:13 | 要は、その改定した保安規定の2、 |
| 0:11:17 | 今回変更した保安規定の、 |
| 0:11:21 | 内容が従前、従前と現在ですね現在の、 |
| 0:11:27 | 設置変更許可ものと、きちんとその整合してるかどうかという観点で、 |
| 0:11:34 | この中のその本文であるとか、添付資料の確認をやったってそういう位置付けになって、 |
| 0:11:41 | それが本文、設置許可本文にはねないよねとかね。 |
| 0:11:46 | 設置、添付書類のう。 |
| 0:11:50 | 計算してる値の数値が変わって本部に跳ねないとかですね。 |
| 0:11:54 | 本部自体の本部自体は敷地面積しか書いてないから直接本文事項ではないと思うんですけど、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:12:00 | そういった取り扱いになるから、こういうプロセスで、 |
| 0:12:05 | いろいろやっていくんですよっていうのが |
| 0:12:08 | ちょっともう少し、書き込みがちょっと足りてないのかなというのと、 |
| 0:12:12 | 皆さんの作られた集の 1 ポツの |
| 0:12:16 | 第 2 パラグラフの真ん中ぐらいにある、 |
| 0:12:19 | なんですかね、原子炉設置許可申請書の変更。 |
| 0:12:25 | 変、変更許可申請を行わないっていうふうに、 |
| 0:12:28 | 書いてただし、周辺監視区域境界を廃止された本文全部参考図の変更については云々で書かれて、補正に合わせて実施するって書いてるんですけど、 |
| 0:12:38 | これって確かに |
| 0:12:41 | 確認した結果、 |
| 0:12:43 | 本文自体にはそのはねないんだけど、 |
| 0:12:48 | 本文添付 3 項ズー、D、一番最初に出てきますけど後、添付 5 とか添付 9 にもいっぱい出てくるんで、その要は周辺監視区域境界の図が書かれてる。 |
| 0:13:01 | 図面は、15 枚ぐらいあって、それは全部変え、変えないといけないんですね本来ねっていうのが、事実関係なんですよ。要は、 |
| 0:13:11 | 本文にははねてないので本文、 |
| 0:13:14 | 本文通りその本文記載事項については変える必要はないんだけど、 |
| 0:13:19 | 添付図或いは添付書類の中に含まれる。 |
| 0:13:22 | 周辺監視区域が書かれてる図面は、 |
| 0:13:27 | これは整合してないんっていうことなんですよ、要は。 |
| 0:13:30 | 保安規定を変更した時点から、今度、 |
| 0:13:35 | その時点から参考した、その設置許可、 |
| 0:13:39 | 申請が新たに変わってそれが反映されるまでは不整合が生じてるっていうのが事実関係なんですよ。 |
| 0:13:46 | だから、 |
| 0:13:47 | 皆さんのところでただしって書かれてる、その 1 ポツのところね。 |
| 0:13:52 | 正しい |
| 0:13:54 | 皆さんについては変更申請はしないんだけど、でも、何ていうかね参考、参考図等は、補正に合わせて、 |
| 0:14:04 | 変えるよねって、明るく書かれてるんですけど、そうじゃなくて、いや、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:14:10 | など利用者 2 少なくとも、設置変更許可の次の特重ですかね、の時の変更までは、違った周辺監視区域のお示し方がね設置許可とは、 |
| 0:14:23 | 保安規定になされてるっていうことをきちんとかう受けとめて、 |
| 0:14:27 | ちゃんとした |
| 0:14:29 | なんていうなことを変えていただきたいっていうのが一番大きなお願いです。それで、 |
| 0:14:36 | 1 ポツを受けて |
| 0:14:38 | その 4 ポツっていうところ、2、結論、結論というか |
| 0:14:43 | 出てくるんだと思うんですけど、 |
| 0:14:50 | 下のページ 40 ページですかね。 |
| 0:14:53 | これも何て言うんすかね。 |
| 0:14:58 | 本文記載事項の変更はないが云々と書かれてるんですけど、補正に合わせて実施するっていう。 |
| 0:15:04 | ことをちょっと書かれてはいるんですけど、 |
| 0:15:08 | 1 ポツとの対応っていうことで、その要はここで何ていうんすかね、設置許可と変更後の、 |
| 0:15:19 | 保安規定の周辺監視区域の記載を調べたところ、よ、要は |
| 0:15:27 | 本文事項には |
| 0:15:30 | 整合性がとれたけれども、 |
| 0:15:33 | さっき言った本文の参考図とか、 |
| 0:15:36 | 添付書類の 5 とか 9 とかの、 |
| 0:15:39 | その図面については周辺監視区域の業界の絵が出てくるので、 |
| 0:15:44 | それについては速やかに |
| 0:15:47 | なんで整合性をとらないといけないので、特重の審査の中で速やかに 5、 |
| 0:15:55 | やっていくんだっていうふうとんだと思うんですね。ちょっとその辺をちゃんと |
| 0:16:01 | 前のコメントは私はそう、そういうつもりで少し言ったつもりなんですけど、ちょっと |
| 0:16:08 | この表現自体は、1 ポツの |
| 0:16:13 | その辺、設置変更許可申請を行わないとかです正しいということ |
| 0:16:19 | 何ていうんすかね、周辺監視区域の図面自体の位置付けも添付、 |
| 0:16:26 | 参考図であったり添付書類の |
| 0:16:29 | 中にある図だからっていう、ちょっと軽い取り扱いに見えるんですけど、で、実際はね、一番問題んずっと私言ってきてるんですけど、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:16:41 | 所長梶田委員。 |
| 0:16:44 | 本来その保安規定のその流れっていうのは、設置許可があって、その |
| 0:16:49 | 設工認とかあってそれから本 |
| 0:16:54 | 使用前と変わって雪子保安規定の認可っていう流れが今、 |
| 0:16:59 | 新規制基準自体を小中高、 |
| 0:17:03 | そういうずっと同時に走る形にもなってるので事情はわかるんですけど、 |
| 0:17:09 | 基本的にはそういう考え方があってその本文事項じゃないっていうのは、比較的 |
| 0:17:16 | 重要じゃないものは、もちろんそれでいいんですけど、これっていうのはオウム記載事項ではないんだけど、一応平常時被ばく評価の中の、いろんなところに出てきたり特に、 |
| 0:17:27 | 事故のところに出てきて、今回いろいろ私もコメントして、詳細に、 |
| 0:17:32 | 両者の |
| 0:17:35 | 差異っていうのを調べていただいて大きな影響ないという確認は理解してるんですけども。 |
| 0:17:41 | その辺のところ、基本的にはまとめ取りまとめの、この資料なんで、ちゃんと |
| 0:17:48 | なんですねちょっと |
| 0:17:50 | 表示といったような趣旨の形ですね、 |
| 0:17:53 | 記載ぶりとかっていうのをちょっと、 |
| 0:17:57 | 加えていただけるとこの資料自体の位置付け一番重要なまとめ資料の方の |
| 0:18:05 | 着信収蔵賞の取り扱いっていうところの、 |
| 0:18:09 | 目的とかですね、その中身の |
| 0:18:14 | 内容がはっきりするかと思うんですけどちょっと、 |
| 0:18:18 | いかがでしょうか。 |
| 0:18:22 | 東北電力の佐藤です。 |
| 0:18:25 | 今コメントを私なりに理解しますと、 |
| 0:18:32 | やはりその本部に抵触するような話ではないものの、保安規定に関する基準としてEPとの整合と、 |
| 0:18:41 | いう部分が明確に要求されているところがあって、 |
| 0:18:46 | 添付の図とかですね本文参考図、それについては不整合が生じるので、それについては、やはりエーイーピーとの整合という観点から速やかに、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:18:59 | 資金の補正において整合を図りにいくということが重要であるとそれは十分理解するところです。今の記載ぶりも、 |
| 0:19:09 | 全くその趣旨と反するものではないと思うんですが、やはりその辺のプロセスというか、 |
| 0:19:16 | 要求事項との関係が、若干、 |
| 0:19:20 | 明確ではない部分があるので、その交通整理をしっかりとしましょうということかなというふうに理解はいたしました。 |
| 0:19:28 | 記載の適正化は、 |
| 0:19:31 | しっかりと図る方向で考えたいと思います。 |
| 0:19:40 | 規制庁ミヤモトですけど少しちょっと打ち合わせします。 |
| 0:24:14 | 規制庁宮です打ち合わせおりましたので再開します。 |
| 0:24:23 | すいません東北電力の佐藤です。 |
| 0:24:26 | 先ほどのコメントに対しては、1ポツと4ポツ、これについては保安規定の要求ということ。それと基本設計との関係性というところ。 |
| 0:24:38 | それからその不整合が生じる一部添付図関係について、 |
| 0:24:45 | 修正をしにいくという、そういう方針、これについては、しっかりとその辺の要求事項、それから今回の経緯プロセスと整合するような形ですね、記載を整理して、 |
| 0:25:00 | 適正化を図りたいと思います。 |
| 0:25:02 | 以上です。 |
| 0:25:05 | 規制庁の長江です。一応 |
| 0:25:08 | 江藤、よろしくお願いいたします。 |
| 0:25:11 | それとあとちょっと、この今の、 |
| 0:25:14 | 本文の記載事項のところで気づい気づいたところがあってこの資料の17ページのところなんですけどね。 |
| 0:25:23 | 本文の中、 |
| 0:25:25 | 記載のところで、 |
| 0:25:28 | 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対するために必要な施設、体制の次、整備に関わる事項は、 |
| 0:25:42 | 要は |
| 0:25:43 | 格納容器ベントをした時の有効性評価が、(2)で書かれてその記載のところに |
| 0:25:51 | 海外Qd倍級の値が書かれてるんですけど、被ばく線量の5mSvを下回るっていう、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:25:59 | 結果、要は線量がですね、 |
| 0:26:03 | TWのシーケンスとか中LOCAで代替注水したときだと思うんですけど、格納弁当強化ベント等高久のイベントやったときの、 |
| 0:26:13 | 10のマイナス事情のオーダーだったと思うんですけど、本文にこれ書かれていますので、 |
| 0:26:21 | これちょっとここに書かれてないと、何でそのわざわざ加来のイベントの方位まで示したんだっていうことになりますので、 |
| 0:26:30 | 線量自体はもう、 |
| 0:26:33 | 関係ないんですけど、 |
| 0:26:34 | ちょっと本文記載事項としてそこまで書かれてこれこれ抜けてますので、ちょっと加えといていただきたい。これちょっと重要な話なんで、コメントしておきます。 |
| 0:26:46 | 東北電力の佐藤です線量との関係のところは、しっかりわかるように、記載事項としてそこまで含めた形で記載は、の方には反映したいと思います。 |
| 0:26:59 | 規制庁永井ですよろしくお願いします。 |
| 0:27:02 | それからフード実験についてちょっと資料す。 |
| 0:27:09 | 進めていただいたんですけど、資料でいうと40ページの藤。 |
| 0:27:15 | なんですけどこれでね、一応何ていうかさっきの工事の話と関係してくるんですけど、 |
| 0:27:27 | 風洞実験自体はご存知だと思うんですけど、基本的に |
| 0:27:34 | スタッフの高さ2、換気空調系のなんていうの風速を考慮した |
| 0:27:42 | 上昇分の上乗せをした形で、高さ放出高さを決めて、それが16方位の評価点で、 |
| 0:27:53 | 地形の影響とかを受けて、 |
| 0:27:59 | どれだけの平地として鳴らした時にどれだけの中里、合わせるかっていうそう、そういうバイアスを |
| 0:28:07 | 見て有効高さっていうのを方位ごとに決めてるんで、 |
| 0:28:11 | 今回何て言うんすかね要は |
| 0:28:15 | お話を聞くと、そのいろんな工事をやって土盛りをいろんな周辺のところ、かなりなことを、 |
| 0:28:21 | やってて、今回やれっていうわけじゃないんですけど、多分次回今、ステップスリーのキュウカキュウが入ってるんで、例えば将来的にその中転売点灯中は次、10×10燃料があるようなときには、 |
| 0:28:36 | 必ず風洞実験をやった上で、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:28:39 | 気象データも新しいものにするってことが必要になるっていう、そういうことはちょっと認識しておいていただきたいと思います。それでここで |
| 0:28:50 | 今、不ナイキの |
| 0:28:54 | 古い風洞実験のないキーのところ、これ書かれていて、書いていただいているんですけど、ちょっと土盛りだけの影響で |
| 0:29:04 | 今回は高さ方向にそれほどあれがないかもしれないですけど敷地全体の話とかにちょっと変わってくるような話になるんで、 |
| 0:29:13 | ここのこのほそ食う自体はちょっと |
| 0:29:19 | 書かれてることは |
| 0:29:22 | 内規の解釈を書かれてるんですけど、この個別のものとしては |
| 0:29:27 | 何ていうかね、も問題ない取り扱いだと思んですけど、その |
| 0:29:33 | 風洞実験自体はその敷地全体でやるっていう観点からはちょっと参考に、 |
| 0:29:40 | これを添付するのが、必要性があるのかどうかっていうこともちょっと |
| 0:29:46 | 解釈いただきたいんですけども。 |
| 0:29:52 | すいません東北電力の佐藤です。 |
| 0:29:56 | 最初の、 |
| 0:29:57 | 今後の将来のっていうお話がありましたで言えば、 |
| 0:30:02 | やはり安全対策工事でいろいろ敷地の造成とかですね、高角ない建物ですけど、 |
| 0:30:09 | いろいろ作っていくものも、電気品建屋とかですね緊対所とかいろいろあります。これらは風洞実験の実施基準に照らすと、 |
| 0:30:19 | 有効高さに影響を与えるようなものではないとガイド上の |
| 0:30:23 | 基準上のは、解釈との制度の話で言えばそうだっていうふうに理解します只野。 |
| 0:30:29 | 今後、将来的に安全向上やっていくときは、やっぱりそういう敷地をいろいろ、造成かけてる関係もあるので、有効高さに対してやはり影響がないのかっていうところは、事業者としては安全向上に、 |
| 0:30:44 | 当たってはしっかり見ていこうというそういう計画ではおります。2点目、すいませんちょっと認識が違えばご指摘いただきたいと思いますが、 |
| 0:30:54 | 今回はそういう何ていうんでしょうか、有効高さに対しての再評価が必要なのかどうかっていう判断のところとの関係で言えば、 |
| 0:31:06 | 直接的にですねそれが影響を与えるものではないということ、こうした会、基準の解釈ですね、そういったものと照らして整理しておくっていうことは、この案件の中でもですね一つ重要ななと思いますので、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:31:21 | 資料としては、今の形態で、参考として、事業者からの事業者の認識と、それからそういう説明。 |
| 0:31:32 | をしっかり行ったということで残させていただければいいかなというふう に思ってます。 |
| 0:31:38 | 室長の長江です盛り返し理解しました。基本的には将来的に一番言 いたかったのはやっぱりいろんな、さっきの |
| 0:31:48 | 工事の話と図面の話とかもありましたけれども、 |
| 0:31:52 | やっぱり |
| 0:31:53 | はる一なんですかね工事等を一段落した段階では、よくよくやっぱり変 えるべきところとかですね。 |
| 0:32:01 | 再度こうやり直すようなところとかっていうのをきちんきちんとこう見て いただいて、ある機会にこう、 |
| 0:32:09 | すぐみんなクリアできるような形で |
| 0:32:13 | まとめていっていただければよろしいかなと思いますよろしくお願いま す。 |
| 0:32:20 | 電力の佐藤です貴重なご意見、ご指導ありがとうございました。 |
| 0:32:28 | 規制庁植田です他に何かありますでしょうか。 |
| 0:32:36 | オノさん何かありますかね。 |
| 0:32:40 | 特にはないです。大丈夫です。 |
| 0:32:43 | 衛藤下事業者から何かありますか。 |
| 0:32:47 | そっかすみませんすみません。じゃあ続きの説明お願いします。 |
| 0:32:52 | はい。東北電力尾崎でございます。それでは、 |
| 0:32:56 | 回答整理表に戻っていただきまして、2 ページ目の 12 番 13 番についま して、 |
| 0:33:02 | 回答いたしたいと思います。使う資料は、 |
| 0:33:07 | 資料 2 回 3 でございますして 13 ページ目をお開きください。 |
| 0:33:14 | よろしいでしょうか。 |
| 0:33:18 | まず 12 番ですが追加で発生した土砂、45 万立米の |
| 0:33:23 | 内訳について説明を求めてございます。13 ページ目の表 1 ございま す。 |
| 0:33:31 | 表 1 の中で工事計画認可における追加 45 万立米ということで、※1 で、 |
| 0:33:37 | その内訳を説明してございます。この 1 のところをご覧ください。 |
| 0:33:42 | と工事に伴い発生する土砂の内訳ということで、まず大きなところで言 うと、津波防護施設の工事に伴い発生する土砂ということで工認の時に、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| | 構造と見直ししたいところですね、新たに地盤改良を追加してございますので、 |
| 0:33:56 | その関係で 30 万立米追加になってございます。 |
| 0:33:59 | 防潮での設置に伴う地盤改良ですとか、防潮駅については再設置になってますし、地盤改良を追加してございます。あとは 1 号の流路縮小工ですね、こちらの成果となってございます。 |
| 0:34:11 | もう一つ大きなところで言いますと、屋外重要土木構造物の工事に伴い発生する土砂ということで 15 万人。 |
| 0:34:18 | こちらの 2 号海水ポンプの周辺ですね、地盤改良を追加してますし、2 番、2 号の経営タンクも増設してございますので、それを含めて 15 万立米という地図、内訳でございます。 |
| 0:34:29 | 次に |
| 0:34:32 | 16 ページ目をお開きください。 |
| 0:34:38 | よろしいでしょうか。前回ですね、作業用地の確保に係る検討ということで、どの辺りに、広報課といった説明をしてございますその中で、 |
| 0:34:50 | ちょっとすみません 15 ページに戻っていただきたいんですが、申し訳ございません。 |
| 0:34:54 | エリア 7 というですね、敷地の南側に関しては、 |
| 0:34:59 | 結構九州の地形で、谷地形ですけども、非常に高を移動するには厳しい地形だということを説明してございます。ちょっとその、 |
| 0:35:09 | 補足説明ということで今回ちょっと情報を追加してきてございます。 |
| 0:35:14 | こちらは写真を示してございますけども、 |
| 0:35:19 | 写真 AB でございますけども、位置的にはこの位置から撮影してございます。 |
| 0:35:24 | 非常にですねやはり |
| 0:35:27 | 九州な地形といったところがおわかりいただけるかなと思います手前ですね、少し建物もございますけどもそれに対して、かなり斜面的に効いたってようなところが見えるかと思えます。 |
| 0:35:38 | もう 1 点ですね写真 B の真ん中左の方をですねご覧いただきたいんですけども、 |
| 0:35:44 | 少し岩盤の岩肌も見ておりまして、 |
| 0:35:47 | 非常に背も井戸土盛りということに対しては厳しい地形であるということでちょっと補足させていただいてございます追加してございます。 |
| 0:35:57 | それから、はい 19 ページ目をご覧ください。 |
| 0:36:03 | こちらがコメント 13 番の回答になります。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:36:08 | 前回ですね、案Bということで、新新規の用地取得に対しての中で、少し今回の処分場へも搬出ということも記載してございましたけども、 |
| 0:36:20 | 改めて明示させていただきまして、アンディということで、処分場への反映水につきましても、これこれだけのボリュームを処理するには遠方となります。所長遠方となりますので、 |
| 0:36:33 | それによって、 |
| 0:36:34 | 運搬距離が延びることで施工効率が低下いたします。このことにより、工事工程が延びまして、工事完了時期が遅延する可能性があるため、早期に発電所の安全性をですね、図るという観点からは、 |
| 0:36:47 | 成立性は厳しいということで判断してございます。 |
| 0:36:50 | それから、次に 12 ページ目方をお願いいたします。 |
| 0:36:57 | こちらで前回まとめということで、作業場の設定について、1 回ここでまとめさせていただいてございましたけども、 |
| 0:37:06 | 今回ですね |
| 0:37:09 | 作業場の設定ということでタイトルかあの辺全部変更してございますね。 |
| 0:37:13 | あと 23 ページ目をお開きいただき、いただきたいんですけども、一応 22 ページ目までで、用地の設定として、作業場の設定として、 |
| 0:37:22 | 従前の周辺監視区域境界位置を変更することが、する必要が生じるものの、エリア 4 を拡大する方法が適切と判断した野辺でございますけども、 |
| 0:37:31 | 今回は 23 ページ目で、 |
| 0:37:33 | 変更後でも、施設の管理が可能なのかというところをですね補足させていただきます。 |
| 0:37:40 | 23 ページ目をお願いいたします。 |
| 0:37:43 | 土砂のモリタテにあたりましては周辺監視区域変更後の 1 冊を移設することになりますと、 |
| 0:37:49 | ここでは、周辺移設後の周辺の条件下を踏まえた施設の管理性について示してございます。図 8 をご覧いただきたいと思います。 |
| 0:38:00 | こちら基質の資料でございますけども、上の図、断面で、青から橙のところは柵が変わりますということをここで示してございます。 |
| 0:38:12 | 下の方は、図発の下の文章に行きます。先ほどですねこういった雨水等により基礎部の地盤に生じる侵食で、東海とか東海林区の内容ですね、従前より、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:38:23 | 地盤が安定してますGに基礎設置してございます。これに対して今回も事案前に設置するというので、状況に変化ないというふうに考えてございます。 |
| 0:38:33 | 一方ですね土砂のモリタテと並行して、排水設備というものを設置していきますそれが図8の上の図の、 |
| 0:38:40 | 水色で四角いもの書いてますけどこれ排水設備となります。 |
| 0:38:46 | こういったもので地表面付近に設置しますので、埋設後の柵周辺には、 |
| 0:38:51 | 従来ヤマノミであったものに対して、 |
| 0:38:54 | 排水設備とか、造成地が隣接することになります。 |
| 0:38:59 | これらを踏まえまして次のページですね、24ページ目をご覧いただきたいと思います。表6に、こういった表、変化があったのかというものを、 |
| 0:39:08 | 文章と同じでございますけども、変化点を予定をまとめてます。 |
| 0:39:13 | 区分として柵の設置の状況と、柵周辺の状況というふうに分けてございますけども、 |
| 0:39:19 | 変化点としてやはり工作と排水、造成地が隣接するといったところが変化点になります。こういったものを踏まえまして、 |
| 0:39:27 | 維持施設管理のですね、懸念事項を以下に整理してございます。 |
| 0:39:32 | 変更後においては柵と隣接して排水設備及び造成地が設置される状況であります。 |
| 0:39:39 | 図納期をご覧いただきたいんですけども、こういった場合、 |
| 0:39:43 | 排水炉に落ち葉とかエダの詰まりによって排水設備が水が溢れた場合が考えられますけども、 |
| 0:39:50 | この場合周辺の地盤の侵食ですとか、地下水の上昇により、基礎や造成地の安定性が低下する状態が懸念されます。 |
| 0:39:59 | しかしながらこういった柵ですとか排水設備とか、こういった造成地は、規制設備もございまして、 |
| 0:40:05 | 主に目視により異常の有無を点検、確認します巡視ですとか、 |
| 0:40:09 | あとはさらにその最後まで確認する外部点検等、 |
| 0:40:12 | 施設管理を適切に行うことで、設備の維持は、 |
| 0:40:16 | 可能だというふうに考えてございます。 |
| 0:40:20 | 各設備のですね施設管理の状況表7に示しますので、25ページ目の5をお願いいたします。 |
| 0:40:29 | 今こちら表7表8ということで、土木設備としての管理として表7、柵と排水性造成地がございまして、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:40:39 | 一方、表 8 ということでこれ柵ですね放射性、放射線管理の観点からも、削減方式が問題ないかということを確認するものを表 8 載せてございます。表 7 でございますが柵と排水造成地、これについては 14、 |
| 0:40:54 | 主に目視で、外観をして大きい変状はないか見るものです。もう一つ外部点検ということで年 1 回ですけどこれさらに構造の細部まで確認するというものでございます。内容としては、 |
| 0:41:07 | 柵であれば変形ですとか、損傷腐食等の部分と、 |
| 0:41:11 | の状況確認を行いまして構造的な面で状況確認を行いまして以上あれば、取りかえまたは補修等の必要な措置を講じ、管理するというものでございます。まず設備は造成地も、 |
| 0:41:21 | 同じような、同様の観点で見るということでございます。一方表 8 については、 |
| 0:41:27 | ここは作表シキイに特化して確認を行うものでございまして、取り付けられたことを確認し索の破損様式を用い明確な、 |
| 0:41:37 | 判別できない状況があれば、承知をしていくというものになります。 |
| 0:41:41 | こういったことを行うことで、十分管理と可能というふうなことでまとめてございます。ぜひ、(6)今度新たなまとめということで、 |
| 0:41:50 | (4)までの検討によりまして、エリア 4 を拡大する方法が適切な判断してるということを述べてます。また、(5)の検討によりまして、 |
| 0:41:59 | 移設後においても、 |
| 0:42:01 | 規制設備同様な施設管理を適切に行うことで、設備の維持は可能であるということでもまとめてございます。 |
| 0:42:08 | 以上まとめまして 1023 の回答とさせていただきます。以上です。 |
| 0:42:16 | はい。説明者変わります東北電力の五十嵐です。 |
| 0:42:19 | 最後にですね、コメントリストでいうとNo.8、 |
| 0:42:23 | 周辺監視区域境界の変更についてどうリモートに戻さない理由を整理して説明することということで、同じ資料の 26 ページ、資料 2 の 26 ページ、添付資料 2 からご説明させていただきます。 |
| 0:42:38 | 工事完了後の周辺監視区域の取り扱いについて添付資料 2 で整理させていただきました。 |
| 0:42:44 | 1 ポツ始めるところは、周辺監視区域の目的や、設置許可保安規定に定めているといったこと。それから今ほど、尾崎の方から説明した、最終的に周辺監視区域境界が |
| 0:42:56 | 変更が必要と整理したというところを記載してございまして、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:43:00 | ここでは、工事が終わった後、周辺監視区域の取り扱いについて検討した結果をご説明いたします。 |
| 0:43:08 | 2 ポツ目工事完了後の周辺監視区域の対応ですけども、こちら表 1 の方をご覧ください。 |
| 0:43:15 | 工事期間中につきましては、今回保安規定変更認可申請をしている、周辺監視区域変更後の 1、 |
| 0:43:24 | こちら今ほどご説明したように、次山に柵を移設しまして、その手前の内側の方に順次土砂を盛り立てていくと、いうことをして参ります。 |
| 0:43:34 | この工事が終わりますと、対応二通り考えられまして、対応としては、従前のいわゆる今の設置許可に書いてる図面と同じ位置ですね。 |
| 0:43:46 | に、柵をまた移設すること。ただこちらは、モリタテた土砂の上に柵を設置する形になります。 |
| 0:43:54 | 一方で対応Bは、今回変更したものをそのまま変更後の状態を維持するというものでございます。 |
| 0:44:01 | これらについて 27 ページ目、3 ポツに示す、検討項目について、この資料の中で検討してございます。 |
| 0:44:11 | 表 2 に示しますように、 |
| 0:44:13 | まず許認可の観点から、手続きに関すること。 |
| 0:44:17 | それから構造安定性の観点から、柵を設置する地盤の侵食に対する抵抗性ですとか、柵周辺の局所的な侵食による影響、 |
| 0:44:28 | 最後に施設管理として柵及び標識や排水設備の管理について、この対応AとBを比較する、100 して検討してございます。 |
| 0:44:38 | これら項目を抽出した考え方は(1)以降にお示してございます。 |
| 0:44:44 | (1)許認可手続きはこちらも設置許可保安規定に図が記載されてますので手続きとして検討してございます。 |
| 0:44:53 | それから(2)柵を設置する地盤の侵食に対する抵抗性ですけれども、 |
| 0:44:58 | 先ほどご説明にありましたように、図 1 に示しますように柵地面の中にコンクリート基礎打ち込んでそこに設置してございますが、 |
| 0:45:07 | 第 2 パラグラフにありますように、雨水等で基礎周辺の地盤が侵食しますと、 |
| 0:45:14 | 土砂が流出した場合に、程度によっては倒壊等に至る可能性もございませぬので、柵の構造を安定的に維持する上で、侵食に対する抵抗性が大きい、安定した地盤に柵を設置してございます。 |
| 0:45:28 | こうしたことから、このAとBについて比較する検討項目として抽出してございます。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:45:34 | 28 ページ目をお開きください。 |
| 0:45:38 | 次柵周辺の局所的な侵食に関するものですが、こちら図に示しますように、排水設備のところに、落ち葉やエダ等がたまりますと、 |
| 0:45:49 | 施設管理はしていくものの、そこが急速に溜まったりして水が溢れたような場合にはですね、場合にはですね、 |
| 0:45:55 | 周辺の局所的に地盤の侵食が生じる可能性がございますので、 |
| 0:46:01 | 詰まりが生じにくい、或いは除去しやすい配置構造とした方が好ましいと考えてございます。こうしたことから、これも検討項目として抽出してございます。 |
| 0:46:12 | (4)と(5)は昨夜標識、或いは排水設備を継続的に管理していくことから、 |
| 0:46:19 | 管理という面で検討してございます。 |
| 0:46:22 | 29 ページ目をお開きください。ここから 4 ポツとして検討結果をお示しております。 |
| 0:46:28 | 初めに表 3 で、検討結果全体のまとめをと記載してございまして、縦軸は先ほどご説明した検討項目。 |
| 0:46:37 | 対応AとBに対してどうかというところを、マルバツ三角で記載してございます。 |
| 0:46:44 | で、結果としてですね対応の方ですね、従前の周辺監視区域境界図の位置に戻した場合には、 |
| 0:46:52 | 構造安定性の蓋項目のところ、 |
| 0:46:56 | 土砂の上に柵を、の基礎を設置することから、雨水による侵食に対する抵抗性が小さいですとか、或いはこれをセメント改良度に改良等による対応、 |
| 0:47:07 | するのも、現実的ではないと。 |
| 0:47:10 | また後程図で説明しますが、柵と排水設備交差する箇所部分閉塞、荘司やすくなりますので、そうしたリスクもあると。 |
| 0:47:20 | ということ、またカッコ一番最後の施設管理(5)のところ、排水設備の管理としましても、少しやりづらさが生じてきますので、結論としては、 |
| 0:47:31 | 周辺監視区域境界変更後の 1 隊OBの方が、適切であるというふうに考えてございます。 |
| 0:47:38 | 30 ページ目以降で具体的にお示いたします。 |
| 0:47:43 | まず、(1)許認可手続きですけれども、対応へ戻す場合は、こちらの周辺監視区域境界の変更は一時的な変更として扱います。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:47:54 | そのため保安、保安規定変更認可申請を、工事が終わった後、戻す際にまたやるということで、許認可手続きとしては完結 |
| 0:48:04 | できるのではないかと考えてございます。 |
| 0:48:07 | 一方対応Bの場合は、今回の変更認可申請が恒久的な変更となります。なります。 |
| 0:48:14 | 今回の変更、先ほど資料3の方でご説明しましたところですけども、 |
| 0:48:21 | 本文記載事項に影響はないため炉規制法に基づく変更許可申請は行いません。ただし、 |
| 0:48:29 | 本文添付参考図の変更については、現在審査中の特重の補正に合わせて、実施して速やかにこちら整合させて参りたいと考えてございます。 |
| 0:48:41 | 従いまして結論としては、やり方はABそれぞれ変わってきますが、炉規制法に基づく変更手続きとしてはいずれでも対応可能であると判断して評価してございます。 |
| 0:48:54 | (2)、柵を設置する地盤の侵食に対する抵抗性でなりますけれども、 |
| 0:49:00 | こちらの右側31ページ目の図3と14を見ながらご説明させていただきます。 |
| 0:49:07 | まず上の図3ですね、こちらの左上に拡大図示してございますが、 |
| 0:49:13 | この赤い点線で囲んでいる美馬緑で塗ってるエリアですね、こちらのエリアの集水、水を集めてですね。 |
| 0:49:22 | 水色の |
| 0:49:24 | 線が、排水設備の配置。 |
| 0:49:28 | で、青いす、濃い濃いめの青い線が、変更後の周辺変更前の、現在の周辺監視区域の境界、 |
| 0:49:37 | 二つ目が出ているところがこれが変更後の境界になりますけれども、こちらのエリアから赤い矢印に沿って、水が下に地形となつてございますので、 |
| 0:49:49 | こちらに集まってくるといった地形になつてございます。 |
| 0:49:53 | これを断面的に示したのが下の図4になつてございます。 |
| 0:50:00 | で、こちら図4の状態はですね、これ斜面比右側から斜面があつて、柵があつてその内側に排水設備があると。 |
| 0:50:11 | いう状況ですけども、これは対応日変更後の状態を維持するといったところに相当するものでございます。 |
| 0:50:19 | こちらの対応として戻す場合には、この図3の左上の、 |
| 0:50:24 | 青い紺色の線のところになりますので、 |
| 0:50:29 | モリタテと土砂の上に基礎を設置することになります。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:50:33 | 造成後の土地は重機で確実に水に締め固めてはおりますがやはり次山にと比較しますと、地盤の侵食抵抗性が低くて、雨水等による侵食の影響は受けやすい地盤となります。 |
| 0:50:48 | すいません 30 ページ目の下から二つ目のパラグラフのところになりますが、この侵食抵抗性高めるために、地盤を高める、固めるセメント改良等の対応を考えられますが、 |
| 0:50:59 | 森野全体、約 13 万立米に対してセメント転化混合しながらの施工となりますので、こちら工事期間が伸びるということ、また経済性の観点からも現実的ではないというふうに考えてございます。 |
| 0:51:13 | 従いまして、地盤の侵食に対する抵抗性の観点としては対応Bが適切と評価してございます。 |
| 0:51:20 | 32 ページ目をお願いします。 |
| 0:51:23 | 作周辺の局所的な侵食による影響になりますけれども、 |
| 0:51:28 | こちら、まず下の図 5 のほうご確認ください。 |
| 0:51:33 | こちらですね、赤い丸を示したところになりますけれども、 |
| 0:51:38 | これ仮に対応して、周辺監視区域の柵を元の位置に戻した場合ですね。 |
| 0:51:45 | 濃い青、紺色の青い線と、 |
| 0:51:50 | 水色の排水設備、柵と排水設備がこの赤い丸のところで交差する形となります。 |
| 0:51:57 | そうしますと、右側 33 ページ目の 16 にありますように、 |
| 0:52:02 | 先ほど排水設備が交差するとですね、このステップ 1 にあるように、 |
| 0:52:07 | この排水設備の部分の空間部分にも、柵を設けると。 |
| 0:52:12 | いう形になりますので、 |
| 0:52:14 | これがですねやはり詰まりやすいよう、Step23 で書いてますように、 |
| 0:52:20 | やはり水の流れる向きのここが詰まりやすいポイントとなってしまいました、 |
| 0:52:25 | 当然、計画的に清掃等はしていきますけれども、やはり展示等では急速にここが詰まったりということも考えられるという状況でございます。 |
| 0:52:36 | 従いまして 32 ページ目の第 2 パラグラフの 3 行目あたりからになりますけれども、 |
| 0:52:44 | 施工のためのところになります。周辺の隣地からの枝葉や落ち葉によって、 |
| 0:52:51 | 排水設備による閉塞生じますので、溢れた雨水により木曾周辺の地盤が侵食を受けて、構造安定装置があつて倒壊するリスクがあります。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:53:01 | また排水が正しく機能しないことで、地中への浸透水量が増加しまして地下水が上昇しますので地盤安定性の影響も懸念されると。 |
| 0:53:10 | いった状況になってきます。 |
| 0:53:12 | これも先ほどと同様にセメント改良と考えられますけど、やはりこれも先ほどと同じですね、現実的ではないというふうに考えてございます。 |
| 0:53:22 | これは変更後の協会の状態を維持する対応Bの場合ですと、 |
| 0:53:27 | 図5で示す水色の耳が出てるところのちょうど外側に黄色い線があるんですがこの位置に柵が来ますので、こういった黄砂生じる箇所がございませんので、 |
| 0:53:39 | やはり部分閉塞によって溢れたりそれによって安定性、地盤地下水等の上昇ですとか、 |
| 0:53:48 | 侵食といったそういった懸念という観点からは、やはりこれ対応Bの方が適切であるというふうに評価してございます。 |
| 0:53:57 | 続きまして34ページ目をお願いします。 |
| 0:54:02 | すいません34ページ目の図7にですね、作業用地に溢れた雨水によって局所的に侵食するイメージ書いてございますが、左側が平面図、右側が断面図でございます。 |
| 0:54:16 | 左側の図で言いますと、ちょうど縦に伸びてるのが、排水設備と雨水の排水ルート、横に伸びてるグレーの線がちょうど柵の位置になりますけれども、 |
| 0:54:28 | このくもくものところですね、物が堆積して、溢れてくると、ここを中心として周り侵食していくといったイメージを記載してございます。 |
| 0:54:40 | (4)柵及び被標識の管理ですけれども、こちら月1回の頻度で巡視点検を行っております、当然破損ですとか、或いはそこに異常に至る前の所見のような段階からも、異常になる前に取りかえ補修等の措置を講じて管理しております。 |
| 0:54:58 | こちらはですね対応ABいずれにおいても、 |
| 0:55:02 | 現在谷地形ですけども、造成することによってへ、いずれの場合にしても平坦な地形になりますし、 |
| 0:55:09 | 巡視点検ですとか、或いは取りかえ補修措置を講じる上で、作業性に特段差異があるものではございませんので、 |
| 0:55:17 | 施策秘策標識の管理の観点からはこちら特段、どちらがいいということもなく、差異はないというふうに同様に評価管理できると評価してございます。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:55:28 | (5)排水設備の管理ですけれども、先ほどご説明したように対応エダと排水設備と柵が交差しますので、 |
| 0:55:38 | 排水設備の目視点検ですとか閉塞物の除去にあたって、 |
| 0:55:43 | どうしてもその交差した周辺監視区域の外側に対しては、境界の出入りが必要となります。 |
| 0:55:50 | このため、排水設備の点検ですとか閉塞物の除去に時間を要する恐れがありまして、 |
| 0:55:58 | 特に夜間です、夜間にかつ悪天候なったような場合には、 |
| 0:56:02 | 内側と比べるとですね、どうしても外側の方は対応に遅れが生じますし、 |
| 0:56:08 | 先ほど 33 ページ目の図で示したように、どちらかという詰まるのは、境界の外側の方が、詰まりやすい状態となるのかなと考えてございます。 |
| 0:56:20 | 従いまして、 |
| 0:56:22 | す、柵の外側の排水設備こちらから管理するためには、例えば近傍の柵への施錠可能な門扉を設置するですとか、 |
| 0:56:31 | 或いは対応要員を追加で確保するですとかそういった管理上の配慮が必要となってくるのかなというふうに考えてございます。 |
| 0:56:39 | こちら対応Bの場合だとそういった出入りはないので、速やかな対応が可能であると。 |
| 0:56:45 | 従いまして排水設備の管理の観点からは、またOBの方がこれはどちらかといえばという話ですけれども、適切と評価してございます。 |
| 0:56:55 | 最後、35 ページ目まとめでございます。 |
| 0:56:59 | 今、これまでの対応AとB比較検討を行った結果、第 2 パラグラフになりますが、 |
| 0:57:05 | 変更後の 1 を維持する場合、対応Bの方が、構造安定性や施設管理の観点で優位性があることを確認してございます。 |
| 0:57:14 | 従いまして周辺監視変更後の 1 を維持する対応Bが適切というふうに判断してございます。 |
| 0:57:21 | 最後、参考としては他サイトとの比較、記載してございますが、 |
| 0:57:26 | 他サイト隣接地に作業用地を設けて、一時的な変更として活用して、最後には工事終了後に戻すと。 |
| 0:57:34 | いう計画があると聞き及んでおります。 |
| 0:57:38 | これに対してはまず、女川の場合は、当社女川発電所の敷地内であることに加えて、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:57:44 | 盛り立てた土砂の上に柵を設置する、するということに対する懸念を考慮しまして、 |
| 0:57:51 | 今回変更の1を維持していくことが適切というふうに判断してございます。 |
| 0:57:58 | また土砂の外部搬出については13万立米の用地確保というのが、先ほどご説明したように現状難しいという状況を参考として記載させていただいております。 |
| 0:58:09 | 添付資料2のご説明、コメントリストナンバー8の回答以上となります。ご説明以上です。 |
| 0:58:16 | ありがとうございました。それでは規制庁側から何かありますか。 |
| 0:58:25 | 規制庁の長井です。前回からかなりいろいろ詳細に検討していただいてありがとうございます。 |
| 0:58:33 | ちょっと確認なんですけど、 |
| 0:58:36 | この資料の14ページに一番フローチャート等があって、 |
| 0:58:43 | 作業中の確保の考え方があって、 |
| 0:58:47 | 今回案Dっていう処分場への搬出っていう、 |
| 0:58:52 | ところが、 |
| 0:58:53 | 台湾で加わったんでおそらくその |
| 0:58:57 | 敷地外の検討ってフローチャートの、 |
| 0:59:01 | 4、4ポツ(2)っていうところですかね、ここに。 |
| 0:59:04 | んなるんだと思うんですけど、ここに書いてるそのダイヤモンド2、 |
| 0:59:08 | 郊外の自社用地や新規土地取得並びに、 |
| 0:59:13 | 他事業への土砂提供により、 |
| 0:59:16 | その限定されてるんで新たに今の |
| 0:59:21 | この他事業、 |
| 0:59:23 | 他事業への |
| 0:59:24 | どうしても提供っていうので何て言うんすかね |
| 0:59:30 | その処分場の外部、これは何ていうんすかね有償で引き取ってもらっ ていうのはアンディだと思うんで、その |
| 0:59:39 | その他事業への |
| 0:59:41 | 土砂提供っていうのはどっちかっていうと |
| 0:59:44 | わかんないけど公共、 |
| 0:59:46 | ん時も頭とかの方に提供する。 |
| 0:59:52 | その増産を土砂を提供するっていう意味合いかと思うんで |
| 0:59:57 | 今回R&Dが読めるような表現というか、にした方がいいのかなと。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:00:03 | 思うんですけど、ちょっといかがでしょうか。東北電力尾崎でございます大変失礼いたしましたおっしゃる通りでございます |
| 1:00:10 | 他事業への同斜提供の中ではなかなか、Dのところゆ読みきれないと思いますので、追加をさせていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。 |
| 1:00:20 | 瀬尾奈良です。よろしくお願いします。それと |
| 1:00:24 | 次のもう一つの方の資料の、 |
| 1:00:27 | 添付資料2の方なんですよね31ページのところで、 |
| 1:00:32 | 確かに森園のところに策を立てるっていうのはちょっと難しいかなっていうのはちょっといろいろ資料作っていただいて |
| 1:00:44 | 理解をしたんですけども、今度周辺監視区域を変更して |
| 1:00:52 | もう少し外側に行った時の図の4のね |
| 1:00:56 | 新しい変更後の黄色の |
| 1:01:00 | ここに柵が立つんですよ。確かにその次山に設置してはいるんですけど、その森園すぐもうほとんど脇というか、 |
| 1:01:11 | 排水工のすぐ脇にこうやって、 |
| 1:01:14 | 所詮何て言うんすかね |
| 1:01:18 | モリタの上に建てるわけじゃないんですけど、そのモリタの基盤のところ |
| 1:01:24 | いきなり工作が |
| 1:01:26 | ダテ立てられるんで、その |
| 1:01:29 | あと |
| 1:01:31 | 排水工もあるんですけど、その |
| 1:01:34 | この柵自体がね、先ほどの前の資料で月に1回とか年に1回確認するっていうことなんですけど、その土木土木として確認することなんですけど。 |
| 1:01:46 | ここ自体が何ていうか森園近辺であったりとか排水コウノ、 |
| 1:01:52 | そばであっていろいろ近年 |
| 1:01:57 | 高が多かったりとか、土砂崩れがあつたりとかっていう話もあるんですけど、 |
| 1:02:02 | ここ自体の構造健全性とか |
| 1:02:06 | 何て言うんだね邪魔につくのはあるんですけど、その埋め立て、同等近接したり排水炉等、近接しているっていうことに対する |
| 1:02:17 | 配慮とか、或いは検討っていうのについてはちょっと、 |
| 1:02:21 | どういう状況なのかちょっと、ご説明いただけますか。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:02:27 | はい。東北電力尾崎でございます。衛藤。まず、1031 ページ目のご指摘でございますが、まず位置的には、おっしゃる通りこのエース移設後の柵の近傍に近くにですね、 |
| 1:02:43 | 隣接する形で、 |
| 1:02:45 | 友利井戸、モリタ造成地と排水炉が、 |
| 1:02:51 | 設置されることとなりますので、一応この柵等、一応排水の関係で言いますと、 |
| 1:02:57 | 1 メーターぐらいちょっと上につくような、 |
| 1:02:59 | 形になります。 |
| 1:03:01 | で、懸念事項として先ほど、資料添付資料 1 の方で、 |
| 1:03:07 | 24 ページ目ですね。はい。 |
| 1:03:11 | ちょっと漫画であん申し訳ないんですけども、図の 9 ですね、懸念事項としてやはり、 |
| 1:03:16 | 交差していなくてもこういった枝葉とかが詰まりやすいことは確かでございます。ただ月 1 回の巡視で確認できるということと、 |
| 1:03:26 | もう 1 点 |
| 1:03:28 | メーター 1 メーターぐらい高いところにあるという |
| 1:03:31 | ところもあって十分安定性としては、 |
| 1:03:34 | 問題ないかなというふうに考えてございます。 |
| 1:03:41 | 規制庁の長江です。この 24 ページの絵でいくと、その当該部のところの、その何ていうんすかね |
| 1:03:50 | 字ヤマノ |
| 1:03:52 | 設置っていう、 |
| 1:03:54 | このフェンスで柵の設置っていうのは、 |
| 1:03:59 | とあれかな、やっぱり 27 ページ、例えば 27 ページの下にあるような |
| 1:04:04 | 柵の下の支柱のところの、コンクリート基礎的なものはその次山に直接こういうのを、 |
| 1:04:12 | 当然持って、それから迫設置するというふうにそういうふうに考えてよろしいですか。 |
| 1:04:17 | 東北電力尾崎でございます。はい、その地盤に応じて基礎を作ってく柵を、はい。設置するというものあります。 |
| 1:04:24 | 規制庁の長江です。わかりました。そうすると、 |
| 1:04:28 | ちょっと邪魔っていうイメージがちょっとわからないんですけど、相当 |
| 1:04:34 | 何て言うんすかね |
| 1:04:35 | けんけんこなんていうか |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:04:37 | 何て言うんすかね。 |
| 1:04:40 | 一般的な何て言うんすかね本山じゃないかって思っちゃうんですけど、その次山っていうところのものの何ですかね |
| 1:04:50 | 当然その埋め立て同ほどその評価したウエイト程度歩道ではないにしても |
| 1:04:57 | それほど強固なものかっていうその辺の、ちょっと私はちょっと専門じゃないんでわからない。その辺ちょっと教えていただけますか。 |
| 1:05:07 | 東北電力尾崎でございます基本的に十分非常に長い時間をかけて堆積した土というイメージというか、すごく |
| 1:05:16 | 志間 |
| 1:05:17 | 粒子が土でこう見るところ粒子の塊なんなんですけども、それがものすごく長い年月でしまってるような、神谷流のかみ合わせがすごく良くてしまってるようなかたい地盤。 |
| 1:05:29 | 富士山ということになりますので、それを国策でこう、 |
| 1:05:33 | 掘削すると、粒子がほぐれてしまってそれをまた重機とかでこうなんていうかソリューションをまた、 |
| 1:05:40 | 締め固めるってことするんですけども、それでもう硬くなるんですけども、もともとにはやはり再現はなかなか難しいですね、ということですね、もう一つはやはりこれまで我々もいろんなこういった、 |
| 1:05:52 | 宮前佐古を設置する中で、大きな損 |
| 1:05:55 | 損傷というかそういったものは確認できてませんので、非常に信頼のおける地盤というふうに考えてございます。以上です。 |
| 1:06:04 | 規制庁長井ですA、一応理解しました。ありがとうございます。 |
| 1:06:11 | 他に何かありますか。 |
| 1:06:16 | オノさん、何か大丈夫ですか。 |
| 1:06:22 | 小野です。 |
| 1:06:24 | 大丈夫です。はい、ありがとうございます。 |
| 1:06:31 | 原子炉規制庁の宮本です。今日のちょっと指摘事項だけまず確認してきというか、基本的に記載の適正化かなと思う。 |
| 1:06:41 | ています。なので今の資料はもう明らかに記載の適正化をしてくださいということと、 |
| 1:06:49 | 資料3についてはちょっと永井の方から修正のお話があったと思いますので、記載の適正化をして、提出というする形で、 |
| 1:06:59 | 対応していただければと思いますけど、いかがですか。 |
| 1:07:04 | はい。東北電力の佐藤です資料の3で3ヶ所ほど、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:07:08 | 資料の 2 番の方で 1ヶ所ほど記載の適正化のコメントをいただきましたので適正化をして、提出させていただきたいと思いますよろしくお願いいたします。 |
| 1:07:19 | どうぞ。 |
| 1:07:22 | 木曾医長をナガエです |
| 1:07:24 | この、今、資料の 2 っていうのが、ごめんなさい |
| 1:07:30 | 起こる 2 からいきますか資料には |
| 1:07:34 | このタイトルでその周辺監視区域境界変更保安規定、 |
| 1:07:38 | 審査、審査基準の説明って書いてるんですけど、 |
| 1:07:42 | 中身的にこの中ですね、10、12 ページかな |
| 1:07:48 | 12 ページの 4 ポツのところに |
| 1:07:50 | 保安規定変更内容に対する設置許可との整合性の説明っていうのがあって、これって |
| 1:07:57 | 最初に説明していただいた資料 3 の中身の話だと思うんですね。で、 |
| 1:08:03 | この設置許可との取り扱いか整合性の話は、すべて資料 3 の方に持っていった方が、 |
| 1:08:13 | 整合性が高い、整合性っていうかこの資料としては構成上、 |
| 1:08:17 | いいのかなと要は、設置許可とその保安規定。 |
| 1:08:22 | その整合性の話については、 |
| 1:08:25 | 本文とかの添付資料も含めて、 |
| 1:08:30 | 資料 3 の中で一色やったんで、この資料 2 としては、純粋に |
| 1:08:37 | 保安規定審査基準って書いてますけどそちらの適合性の話。 |
| 1:08:43 | 目にすればよくて、ここにまた |
| 1:08:48 | 設置許可との整合性とか、そういう設置許可と関係の何ていうか記載。 |
| 1:08:55 | 情報っていうのが、例えば、 |
| 1:08:59 | このページでいくと、後ろの方に最後、 |
| 1:09:03 | 付けられてるんですけど、 |
| 1:09:08 | あと何ページ 4、40、40 ページからですか 40 ページからもう |
| 1:09:14 | 衛藤。 |
| 1:09:15 | なんて言うんすかね添付資料、すいません資料 3 と重複するようなところが、 |
| 1:09:23 | 多分同じこれ費用とか内容だと思うんですけど、 |
| 1:09:26 | 書かれてるので、ここはこの資料は、 |
| 1:09:32 | あくまで整理としては |
| 1:09:35 | その保安規定の市、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:09:38 | 変更内容の適合性っていう、その保安規定審査基準等の |
| 1:09:44 | いうのをその適合性っていう形で整理されては、 |
| 1:09:49 | された方がいいのではないかと思います。それとあと |
| 1:09:53 | タイトルのところに |
| 1:09:56 | 保安規定審査基準の説明って書いてるんですけど、むしろ |
| 1:10:02 | 炉規則食う等の規則と、保安規定審査基準への適合性っていうそう。そういう中身自体を見るとそういう整理の方が |
| 1:10:12 | いいんじゃないかと思いますそして、さっき言ったように、設置許可との整合性とか確認っていうのは、資料3にあるんで、それはもう、 |
| 1:10:22 | 確認されたっていう前提のもとでこの |
| 1:10:25 | 今のその炉規則であったり保安規定審査基準への適合性だけを、この中で説明するっていうそういう何ていうか、資料2と資料3の |
| 1:10:38 | はい。 |
| 1:10:46 | わかりましたちょっと種C、種Cをちょっと理解していただいて何ていうか、前面に改良するっていうつもりは全然ないんですけど、 |
| 1:10:58 | 重複は避けていいんじゃないかというのはちょっと意見です。 |
| 1:11:08 | 原子炉規制庁の宮本です。 |
| 1:11:11 | 今、長井が言った趣旨を重複するところについては、どちらかに資料をまとめるようにということでもっと全体的に最終 |
| 1:11:22 | 形のセットの記載の適正化をお願いしたいってことですけど。 |
| 1:11:25 | 東北電力の佐藤です。資料2におけるEPとの整合性に関わる部分は、確かに資料3と一部重複する部分もありますので、そこは重複しては解消して、資料の適正化を図って提出させていただきたいと思います。以上です。 |
| 1:11:48 | 他に何かありますか。 |
| 1:11:53 | 事業者から何かありますでしょうか。 |
| 1:11:57 | 藤堂東北電力本店さんも大丈夫ですかね。 |
| 1:12:15 | すみません、では、何もないようですので、本日はこれにてヒアリング終了したいと思います。ありがとうございました。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。